

岐阜県長良川スポーツプラザの指定管理者指定申請に係る審査結果について

平成30年9月28日

岐阜県清流の国推進部地域スポーツ課

1 施設の概要

| | |
|------|---|
| 名称 | 岐阜県長良川スポーツプラザ |
| 所在地 | 岐阜県岐阜市長良福光2070-7 |
| 設置目的 | 各種スポーツ大会に参加する県民等の宿泊の利便を図ることにより、岐阜県のスポーツ振興に寄与することを目的とする。 |
| 根拠条例 | 岐阜県長良川スポーツプラザ条例 |

2 指定管理者の募集方法

公募

3 指定管理者の募集期間

平成30年7月20日から平成30年8月24日まで

4 申請団体

| 申請団体の名称 | 共同体の構成員の名称 |
|-------------|------------|
| 株式会社 技研サービス | |

5 審査基準

| 審査項目 | 配点 |
|------------|-----|
| 施設管理の基本方針 | 5 |
| 類似施設の管理実績 | 10 |
| 利用者サービスの向上 | 15 |
| 施設の維持管理 | 5 |
| 収支計画 | 30 |
| 組織・体制 | 10 |
| 危機管理 | 10 |
| 経営基盤 | 5 |
| 地域連携 | 10 |
| 計 | 100 |

6 岐阜県指定管理者審査委員会の開催日

平成30年9月26日

7 審査結果

次のとおり優先交渉権者を決定しました。

<優先交渉権者>

| 申請団体の名称 | 主な選定理由 |
|-------------|---------------------------------|
| 株式会社 技研サービス | 申請内容が募集要項に定める基準を満たしていると認められるため。 |

8 指定管理者の指定

県と優先交渉権者との間における細目協議が調った後、県議会の議決を経て、当該優先交渉権者を岐阜県長良川スポーツプラザの指定管理者に指定する予定です。

<指定期間>

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで（5年間）